

○総務省告示第七十六号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年五月二十九日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定（規則第三十六条において準用する場合を含む。）にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備又は同令第四十九条の二三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十四第一号</p> <p>インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>二 無線設備規則第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備のうち、同条第一項及び第五項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十四の二</p> <p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>三 無線設備規則第四十九条の六の十又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十四第一号</p> <p>インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>四 無線設備規則第四十九条の二十三</p>	<p>規則第三十二</p> <p>中欄に掲げる規定を適用しない</p>

改正前

次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備又は同令第四十九条の二三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十四第一号</p> <p>インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>二 無線設備規則第四十九条の六の十又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二 条の二十四第一号</p> <p>インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。</p>

<p>の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>条の二十四の二</p>	<p>。</p>
<p>五 発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二条の二十三</p>	<p>。中欄に掲げる規定を適用しない</p>
<p>六 複数の電気通信事業者のインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二条の二十四の二</p>	<p>。中欄に掲げる規定を適用しない</p>
<p>七 専ら試験を行うことを目的としてインターネットプロトコル移動電話用設備に接続するインターネットプロトコル移動電話端末等（専ら本邦外において使用するものに限る。）</p>	<p>規則第三十二条の二十四の二</p>	<p>。中欄に掲げる規定を適用しない</p>

<p>三 発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二条の二十三</p>	<p>。中欄に掲げる規定を適用しない</p>
---	--------------------	------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。